

プロジェクト 収益認識

項目 本日の検討の概要

本日の検討の概要**(日本基準の開発)**

1. 第 311 回企業会計基準委員会（平成 27 年 5 月 15 日開催）における審議結果に基づき、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS 第 15 号」という。）を踏まえた我が国における収益認識基準の開発に向けた検討については、当面、以下の手順で議論を行っていくこととしている。

- (1) IFRS 第 15 号の概要の把握
- (2) IFRS 第 15 号の会計処理に関する適用上の論点の抽出
- (3) 適用上の論点の把握のための文書の公表

2. 前項(1)及び(2)に関するこれまでの審議状況は以下のとおりである。なお、審議において使用した資料は、親委員会及び専門委員会において聞かれた意見の追加や資料の更新を行っている（審議事項(3)参考資料2）。

審議が行われた委員会と開催日	審議された IFRS 第 15 号の要求事項
第 52 回收益認識専門委員会 (2015 年 6 月 16 日開催)	全般的事項及びステップ 1
第 314 回企業会計基準委員会 (2015 年 6 月 29 日開催)	全般的事項及びステップ 1
第 53 回收益認識専門委員会 (2015 年 7 月 6 日開催)	ステップ 2 及びステップ 3
第 315 回企業会計基準委員会 (2015 年 7 月 10 日開催)	ステップ 2 及びステップ 3
第 54 回收益認識専門委員会 (2015 年 7 月 31 日開催)	ステップ 4、ステップ 5 及び契約コスト
第 317 回企業会計基準委員会 (2015 年 8 月 5 日開催)	ステップ 4、ステップ 5 及び契約コスト

3. 2015 年 8 月 24 日に開催された第 55 回收益認識専門委員会では、想定される適用上の論点についてさらに理解を深める目的で、日本公認会計士協会に事例に基づいた IFRS 第 15 号の適用上の論点について、ご報告頂き、審議を行った。本日は当該専門委員会での検討状況について審議を行う（審議事項(3)-2）。

(IASB 及び FASB の公開草案への対応)

4. 審議事項(3)-3 を用いて国際会計基準審議会 (IASB) と米国財務会計基準審議会 (FASB) における現在の審議状況の概要を説明する。
5. また、審議事項(3)-4により、2015年7月30日にIASBから公表された公開草案「IFRS第15号の明確化 (IFRS第15号の修正案)」について審議を開始し、本日は、審議事項(3)-4-2により、本人か代理人かの論点について審議を行う。

今後の審議予定

6. 収益認識専門委員会においては、今後、以下のスケジュールにより審議を行うことを予定している。

審議内容	審議時期
【日本基準の開発】	
日本公認会計士協会からの論点のご報告	2015年8月から9月 (3回程度)
適用上の論点の把握のために公表を予定している文書 (第1項(3)参照) の文案の検討	2015年10月以後
【IASB 及び FASB の公開草案への対応】	
IASB 公開草案「IFRS 第15号の明確化」へのコメント対応	2015年8月から10月
FASB公開草案「限定的範囲の改善及び実務上の便法 ¹ (Topic 606 の修正)」へのコメント対応	2015年9月から10月
FASB 公開草案「本人又は代理人 (Topic 606 の修正)」へのコメント対応	2015年9月から10月

以 上

¹ 移行時の実務上の便法、売上税の表示、現金以外の対価、回収可能性の検討に関する提案が予定されている。